

神奈川県食の安全・安心審議会規則

平成21年 7 月17日

規則第61号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）により設置された神奈川県食の安全・安心審議会の所掌事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 神奈川県食の安全・安心審議会（以下「審議会」という。）は、食の安全・安心の確保に関する重要事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

(委員)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、県民、食品関連事業者及び食の安全・安心の確保に関する事項について学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、その所掌事項に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部務を掌理し、部会における調査審議の状況及び結果を審議会に報告する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは

「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と、「出席委員」とあるのは「出席した部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(専門委員)

第7条 専門的事項について調査審議する必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、食の安全・安心の確保に関する事項について専門的知識を有する者のうちから知事が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門的事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 専門委員は、審議会又は部会の会議において議決に加わることができない。

(委員でない者の出席)

第8条 審議会又は部会は、必要があるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者、県職員その他の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、健康医療局生活衛生部生活衛生課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月30日規則第16号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(様式の作成に係る経過措置)

70 この規則による改正前の各規則に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成28年3月29日規則第20号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規則第23号抄)

(施行期日)

1 この規則中第1条及び次項から附則第37項までの規定は平成30年4月1日から、第2条の規定は公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の日から施行する。

## 神奈川県食の安全・安心審議会 傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県食の安全・安心審議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の決定等)

第3条 一般の定員は、10人以内とし、会議の都度、会長が会議室の収容人員等を考慮して定める。

2 神奈川県食の安全・安心審議会の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。

3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

(1) 決定した傍聴人以外の者

(2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(秩序の維持)

第7条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(部会への準用)

第8条 第2条から第7条までの規定は、神奈川県食の安全・安心審議会の部会について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは、「部会」と、「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(実施細目)

第9条 この要綱に定めのない事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成21年11月16日から施行する。